

## 未来につなぐ相続登記

近年、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多くあります。相続登記は放置されていると、所有者の把握が困難になり、まちづくりのための公共事業が進まなくなるなど、いわゆる所有者不明による土地問題が起きています。また、相続登記がされていないことは、適切な管理がされていない空き家が増加する大きな要因の一つとも指摘されています。

税務課では、相続人のみなさんが、これからその土地建物(相続物件)をどうしたいのか、お話を伺い、市内外

の司法書士事務所などをご紹介します。もし、ご自分で相続登記をしたいなどのご要望があれば、遺産分割協議書のサンプルなどを提供します。

### 遺産分割協議書のサンプル



札幌法務局滝川支局でも予約制ですが、登記相談も随時行っています。

## 市税等 収納向上 information

問合せ  
納税係・市税係  
☎32-2219  
学校教育係  
☎32-1822

### 今月の納付

納期限10月31日(水)まで

- 市道民税 3期
- 国民健康保険税 4期
- 後期高齢者医療保険料 4期
- 介護保険料 4期

## 園児のための幼稚園保育料

赤平幼稚園は、市の支出と幼稚園保育料(保護者負担)によって運営されています。貴重な財源である幼稚園保育料が納入されないと、子どもたちの安心・安全な幼稚園生活に支障をきたしかねません。

教育委員会では、納めている方と納めていない方との不公平感の解消と、幼稚園の安定した運営を維持するため、徴収の強化と入園・通園の制限を行っています。過去に兄姉が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。また、入園後、幼稚園保育料の滞納が続いた場合や、

幼稚園保育料に限らず市税・使用料などの滞納によって特定滞納者に認定された場合は、条例・規則によって退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。

さらに、卒園後も催告に応じない不誠実な保護者に対しては特定滞納者の認定を検討します。

保護者の滞納によって、何の責任もない子どもたちが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうした最悪の事態を避けるためにも、市税・使用料などは納期限までに必ず納めましょう。

## 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設 イベント情報 — 赤平4炭鉱企画「炭鉱(やま)の思い出」 —

赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設では、炭鉱に縁のある方々から赤平市内の主要な4炭鉱(茂尻、豊里、赤間、住友)にまつわるお話を聞く会を催します。

4炭鉱に関わる懐かしい写真なども登場予定です。

開催日 11月4日(日)  
会場 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設  
主催 赤平市、赤平市教育委員会  
問合せ 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設  
☎74-6505 ☎74-6508 (月曜・火曜休館)

※当日は、がんがん鍋など炭鉱にちなんだ食のイベントを同時開催予定です。



入場無料・申込不要



昔の赤平駅の様子

## 国民年金に加入するための手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号または第3号被保険者となります。

### 第1号被保険者の加入の手続き

手続窓口	市役所 戸籍年金係
添付書類	年金手帳または基礎年金番号通知書
提出期日	退職日の翌日から14日以内
提出者	本人または世帯主・同居家族

※60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や受給資格期間は満たしているが保険料を納付した期間が短く満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金が受けられない方は、65歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

## 年 金

information

問合せ  
戸籍年金係  
☎ 32-1823  
砂川年金事務所  
☎ 52-2144

### 第3号被保険者(配偶者の被扶養者となる方)の加入の手続き

厚生年金保険に加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者の方は、**配偶者の勤務している事業所を通じて**手続きしてください。

下記の必要なものを持って市役所戸籍年金係で手続きをしてください。

会社を辞めたとき(第2号から第1号へ)	退職したことがわかる書類(健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、退職辞令など)、年金手帳、印鑑
配偶者の被扶養者でなくなったとき(第3号から第1号へ)	配偶者が退職したことがわかる書類、年金手帳、印鑑
20歳ではじめて加入するとき	加入届出書(年金事務所から郵送、戸籍年金係にもあります)、年金手帳(年金事務所から郵送)、印鑑

### <年金相談予約受付中>

砂川年金事務所では1カ月前から前日まで予約を受け付けていますので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お申し込みください。



年金相談予約  
予約専用  
☎ 0570-05-4890  
または  
砂川年金事務所  
☎ 28-9002  
音声案内「1」→「2」

## ジェネリック医薬品を利用してください

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いできます。

### ジェネリック医薬品とは…

これまで使われてきた薬の特許が切れた後に同等の品質で製造販売される低価格の薬です。

#### ■種類について

さまざまな病気や症状に対応しており、カプセルや錠剤など、形態も豊富に用意されています。

#### ■効き目・安全性について

新薬と同等の効果を持ち、厚生労働省の基準を満たしています。  
※ご希望の場合は、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。

#### ■価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、新薬と比べて3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

## 医療保険

information

問合せ  
医療保険係  
☎ 32-2214